

# 公共施設の使用料統一改定へ

→負担公平のため平成29年度から

にかほ市の多様な公共施設は、合併以前から整備され、市民生活に欠かせない大切な財産として日々利用されています。

これら施設の維持管理費用は、利用者の使用料と市民の税金によってまかなわれています。これ

「利用しない人」の公平性を考慮し、また、社会の変化に対応した明確な根拠が求められます。

しかし、本市では、合併以前の料金統一改定を目指し、11月以降に改定案を公表、パブリックコメントを募集する予定です。

本号では、基本となる「受益と負担」などの考え方をお伝えします。

このため、平成29年度からの料金統一改定を目指し、11月以降に改定案を公表、パブリックコメントを募集する予定です。本号では、基本となる「受益と負担」などの考え方をお伝えします。

問合先 総務課総務行政改革班  
☎ 43・7507  
Eメール soumu@city.nikaho.lg.jp

使用料の基本となる3つの考え方

## (1) 受益者負担の原則

公共施設の利用者は、使用料がより安価であることが望ましいですが、反対に、利用しない立場では、費用の不足分を税金で(過剰に)補うことは不公平と考えます。利用する人と利用しない人で、負担の公平性を確保することが必要になります。

使用料は、施設の維持管理費用に對して、利用者が負担すべき対価なのです。

## (2) 共通の使用料算定ルール

共通のルールを設定すること

で、類似の施設や地域間の不均衡を是正し、使用料の根拠を分かりやすくします。

算定方法は、統一した方法で把握した原価(施設の維持管理に必要な費用)を基本とします。

## (3) 減額・免除基準の見直し

『使用料の減額・免除規定』は、施設の利用促進や各種団体の活動活性化などに一定の効果を上げています。

その一方で、「負担の公平性」には反することになります。このため、「受益者負担」を原則とする「減額・免除規定は特例的な措置」であることを明確にします。適用は、やむを得ないものに限定することになります。

## 見直し対象施設

市の公共施設のうち、使用料を徴収している、または徴収すべき施設を対象に見直します。(公民館、集会施設、体育館、文化系施設等)

## 見直し対象施設の施設

- ・法令等により使用料を徴収できない施設(図書館)
- ・負担を求めることが適切でない施設(公園、駅駐輪場等)
- ・指定管理者制度の導入施設(道の駅ねむの丘、温泉保養センターはまなす)
- ・その他



# 地域の公共交通

## 公共交通ってなに?

### ■公共交通の概念

公共交通機関、それは、市民の「足」となる移動手段です。航空機から鉄道、バス、タクシー、モノレールなど、旅行、通勤、通学のため一般客を乗せて運行します。民間企業が運営していく中で、公共交通の交通手段です。社会の変化に対応して、さまざまに変化・進化しています。

### ■にかほ市の公共交通(沿革)

大正11年に市内各駅が開業して以来、公共交通機関が運営されています。民間企業が運営していく中で、公共交通の交通手段です。社会の変化に対応して、さまざまに変化・進化しています。

### ■タクシー

昭和27年に羽後交通の本社・象潟線が運行開始。7

3路線が運行。以前は国鉄バスも運行していました。

(羽後交通の前身・横莊鉄道は大正5年設立。初代社長は本市出身の斎藤宇一郎氏です)

コミュニティバス 平成20年に院内線の運行開始。現在4

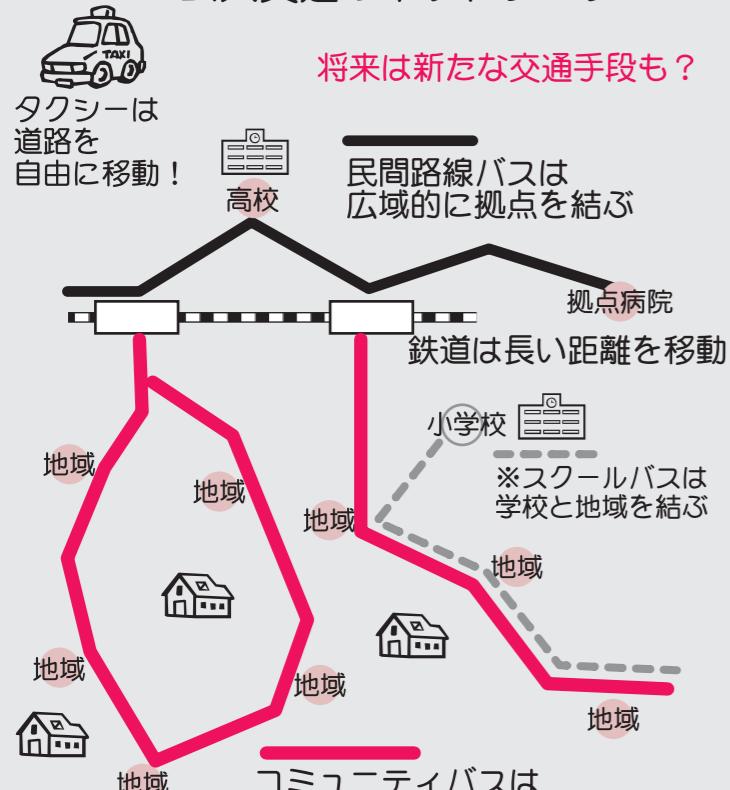
## 問合先

総務部総務課  
総務行政改革班  
☎ 43・7507  
Eメール soumu@city.nikaho.lg.jp



## 公共交通のネットワーク

### 将来は新たな交通手段も?



こんなのイヤだ!

これが目標!

不便なまち  
交通機関が廃止  
利用者減少  
不便な交通機関  
不便なまち  
住みたいまち

便利なまち  
お出かけの機会が増える  
便利な交通機関  
まち・ひとが活性化

**お願い**

現状と市民ニーズを把握し、課題解決につなげるためアンケート調査を実施します。

**構築するため「地域公共交通網形成計画」の策定に着手しています。**

・乗り込み(鉄道・バス)  
・施設内(病院・観光施設)  
・アンケート調査(10月以降)  
・市民郵送  
・学校(中高生)  
・委託を受けた調査員(会社)  
へのご協力をお願いします。

構築するため「地域公共交通網形成計画」の策定に着手しています。

課題解決につなげるためアンケート調査を実施します。